不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>使用許可の取消し等</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市スポーツ施設条例第８条第１項
　管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はスポーツ施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
⑴　不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
⑵　第５条第３項に規定する許可に係る条例又は指示に違反したとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>　条文中の各号に規定する場合のほか、次の場合又はそのおそれがある場合は、使用許可の取り消し等をすることができる。
⑴　条例又は規則に違反したとき。
⑵　施設設備を汚損し、損傷し、若しくは亡失したとき。
⑶　指定した場所以外の場所に立ち入ったとき。
⑷　指定した設備以外の設備を使用したとき。
⑸　指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車しているとき。
⑹　飲酒をしているとき。
⑺　火気を使用しているとき。
⑻　騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他に迷惑を及ぼしているとき。
⑼　許可を受けずに印刷物、ポスター等を展示し、又は配布しようとしているとき。
⑽　その他上記⑴～⑼に準じると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>